

厚岸町議会 第2回定例会

平成26年6月20日
午前10時00分開会

- 議長（音喜多議員） おはようございます。
ただいまより、平成26年厚岸町議会第2回定例会を続会いたします。
- 議長（音喜多議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番、堀議員、7番、金橋議員を指名いたします。
- 議長（音喜多議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
委員長の報告を求めます。
9番、南谷委員長。
- 南谷委員長 議会運営委員会報告をいたします。
昨日6月19日午後3時5分より、第7回議会運営委員会を開催。新たに提出された意見書案第6号「手話言語法」制定を求める意見書の取り扱いについて協議をしました。
その結果、本会議において、意見書案第5号の次に審査することに決定しました。
以上、議会運営委員会報告といたします。
- 議長（音喜多議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で、報告を終わります。
- 議長（音喜多議員） 日程第3、議案第34号 辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（湊谷課長） ただいま上程いただきました、議案第34号辺地に係る総合整備計画の変更について、その提案理由を申し上げます。
このたび、計画変更しようとする糸魚沢辺地は、平成25年第2回定例会において議決をいただき、現在、平成25年度から29年度までを計画期間とする総合整備計画を有しております。
しかし、本年度の事業として実施する簡易水道配水管布設替事業が既存計画に搭載されていないことから、当該事業を追加する計画変更が必要になったものであります。

なお、本件につきましては、平成26年5月16日付をもって北海道知事から計画変更に対して異議がないとする回答を受けておりますので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法に関する法律、第3条第8項の規定に基づき、当該計画の変更について町議会の議決を得るべく、本定例会に上程するものであります。

議案書18ページをごらんください。

糸魚沢辺地に係る総合整備計画書であります。変更となるのは2の公共的施設の整備を必要とする事情において、飲料水供給施設を新たに掲げ、当地域は市街地から10キロメートル以上離れた山間部に位置し、生活上、欠くことのできない水を確保するとともに、町民が安心して生活するため飲料水供給施設を整備しようとするものであります。

また、3の公共的施設の整備計画の表中に飲用水供給施設として、簡易水道配水管布設替事業を追加搭載し、厚岸町が事業費6,000万円で整備しようとするものでございます。

一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額については3,000万円とし、これに伴い合計欄の金額も変更するものであります。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。
ございませんか。

（なし）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
- 議長（音喜多議員） 日程第4、議案第35号 辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） ただいま上程いただきました、議案第35号 辺地に係る総合整備計画の策定について、その提案理由を申し上げます。

本議案につきましては、平成26年度を始期とする新たな総合整備計画を策定しようとするものでございます。

上程いただきました本総合整備計画は、第5次3カ年実施計画との整合性を図りつつ、

辺地対策事業債の適債事業と認められる事業を抽出の上、平成30年度までの5カ年を計画期間とする総合整備計画案を策定し、北海道との協議を重ねてきたところですが、このたび、北海道知事から計画案に対して異議ないとする回答を受けたところがあります。

このため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、北海道知事との協議の整った苫多、太田、上尾幌辺地に係る公共的施設を総合的かつ計画的に整備するための総合整備計画の策定に当たり、町議会の議決が必要になったところがあります。

議案書20ページをごらんください。まず、苫多辺地に係る総合整備計画書であります。

1として、辺地の概要についてであります。

(1) の辺地を構成する町村、または字の名称は厚岸郡厚岸町苫多。

(2) 地域の中心の位置は、厚岸郡厚岸町苫多43番地。

(3) 辺地の点数については121点となっております。

この辺地の点数は、へんぴな程度をあらわす点数で、公共的施設からの距離や交通機関の状況などの要因を点数方式で算出して100点以上であれば辺地と認められるものでございます。

2の公共的施設の整備を必要とする事情であります。道路を掲げ苫多道路整備事業を念頭に置き、当地域は市街地より9キロメートル離れた太平洋岸に位置し、公共の交通機関もないことから、生活上欠くことのできない交通路を確保するため、当該地域と他の地域を結ぶ幹線道路の整備をしようとするものであります。

次に、3として公共的施設の整備計画でございますが、計画期間を平成26年度から平成30年度までの5年間とし、道路の苫多道路整備事業厚岸町が事業費7,403万円で整備しようとするもので、財源内訳のうち特定財源については国からの交付金であります。

また、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を2,600万円とするものであります。

次に、議案書21ページをごらんください。

太田辺地に係る総合整備計画書であります。

1として、辺地の概況についてであります。

(1) 辺地を構成する町村、または字の名称は厚岸郡厚岸町太田、太田宏陽、大別。

(2) 辺地の中心の位置は、厚岸郡厚岸町太田5の通20番地3。

(3) 辺地の点数については100点となっております。

2の公共的施設の整備を必要とする事情であります。まず道路は太田門静間道路整備事業を念頭に置き、当地域は市街地から9キロメートルほど離れた山間部に位置し、公共交通機関の便も悪い状況にあることから、生活上、欠くことのできない交通路を確保するため、太田地域と国道44号や門静駅等を結ぶ主要道路の整備をしようとするものであります。

集会施設は、太田地区活性化施設整備事業を念頭に置き、当地域の唯一の集会施設である太田地区公民館が災害時における避難施設として指定されているものの、機能や安全性、さらには耐震性に問題があるため、早急な建てかえ整備が必要とされているというものでございます。

教員住宅につきましては、当地域は市街地から9キロメートルほど離れた山間部に位

置し、町外から通勤している教員もおり、町内居住を図り地域に根差した教育環境を実現するため、老朽化した教員住宅を建てかえ整備しようとするものであります。

次に、3として公共的施設の整備計画でございますが、計画期間を平成26年度から平成30年度までの5年間とし、道路の太田門静間道路整備事業、厚岸町が事業費10億1,394万5,000円で整備しようとするもので、財源内訳のうち、特定財源については国からの補助金であります。

また、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を3億500万円とするものであります。

次の、集会施設の太田地区活性化施設整備事業は、厚岸町が事業費3億1,320万円で整備しようとするもので、財源内訳のうち特定財源については国からの交付金であります。

また、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を1億5,410万円とするものであります。

次の、教員住宅整備事業は、厚岸町が事業費1,625万5,000円で整備しようとするもので、財源内訳のうち特定財源については国からの交付金であります。

また、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を810万円とするものであります。

次に、議案書22ページをごらんください。

上尾幌辺地に係る総合整備計画書であります。

1として、辺地の概況についてであります。

(1) 辺地を構成する町村、または字の名称は厚岸郡厚岸町上尾幌。

(2) 地域の中心の位置は、厚岸郡厚岸町上尾幌51番地。

(3) 辺地の点数については、183点となっております。

2の公共施設の整備を必要とする事情であります。消防施設を掲げ、小型動力ポンプ整備事業を念頭に置き、当地域は市街地から24キロメートルほど離れた山間部に位置し、消防水利が防火水槽と河川に限られているために、火災現場が離れた場合には遠距離にわたって中継が必要な地域であることから、各種災害から町民を守り安全な生活基盤を確保するため、小型動力ポンプを整備しようとするものであります。

次に、3として公共的施設の整備計画でございますが、計画期間を平成26年度から平成30年度までの5年間とし、消防施設の小型動力ポンプ整備事業釧路東部消防組合が事業費201万3,000円で整備しようとするものでございます。

また、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を180万円とするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

12番。

●室崎議員 ちょっと簡単な基礎的なことで申しわけないのですが、お聞きしたいのですけれども、こういう総合整備計画書の中に地域の中心の位置として何番地と出てきますよね。これは何かここが中心になるという決め方の基準みたいなものがあるのでしょうか、それについてお願いいたします。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） これにつきましては省令の中で決まっております、地域の中心につきましては、その辺地の区域としている中の宅地の中で固定資産課税台帳上で3.3平方メートル当たりの単価が最高の価格である地点を中心とするというふうに決まっているところでございます。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほか、ございませんか。

9番、南谷議員。

●南谷議員 21ページ、道路集会施設教員住宅ですか、今回、13億4,300万円、このような大きな事業が今回の基準になる点数というのですか、100点になることで今回、変わられると、変更しなければならないというふうに受けとめたのですけれども、速やかにこういう有利な状況の事業については今後もしっかり遅延することなく行っていただきたいなど、まずこのことについては敬意を表するものでございますが、一般財源、特定財源は別としまして、三つの事業で4億7,200万円、それぞれあるのですが、そのうち一般財源の事業の予定額が4億6,700万円ですか、一般財源のうち辺地債に対象になるものは4億6,700万円になるよと、そうするとこの限度額の関係についてどのようになるのか、それからそのうち今回、この変更することによって非常に大きな額がその辺地債の対象になるわけでございますが、この影響額というのはどのようになるのかお尋ねをさせていただきます。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前10時16分休憩

午前10時17分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをいたします。

まず、こういった有利な財政運営をするという上では、税財政課のほうとも連携を図りながらこういった制度を活用できるものについてはまちづくり推進課としても辺地総合対策事業債、辺地総合整備計画、あるいは過疎計画等々に逐次変更を、あるいは策定等を加えながら対応をさせていただきたいと思っております。

また、それとこの計画でございますけれども、それぞれ一般財源に対する辺地債の部分については100%まで充当可能ではございますけれども、起債借り入れに当たっては10万円単位ということになりますので、端数はまず減額になることがあります。

それと、太田地区活性化施設の部分につきましては、起債の対象外になる部分もござ

います。そういったことがありまして、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額が同額になっていないと、少なくなっているという状況でございます。

これは、太田地区活性化施設や教員住宅は単年でございますが、太田門静間道路につきましてはまだまだ事業が続くわけでございますが、あくまでも今、3カ年計画に搭載されている事業で26年度から30年間の間の事業費、財源内訳ということになってございます。

それと、太田門静間道路につきましては、25年度まで過疎債、それとこれまでの教員住宅の整備に当たっても過疎債のほうを充当していたということであれば、このたびこの太田の辺地の計画を策定しなければ従来同様な形で辺地債を求める形になろうかと思えます。過疎債を求める形になろうかと思えます。

それと、太田地区活性化施設につきましては、今年度初めての新規事業でございますが、これについてももしこの辺地がなければ過疎債を求めるという要望を行うこととなりますが、過疎債につきましては元利償還において70%の交付税措置で、辺地債につきましては元利償還の80%ということで10%ほど、過疎債よりも有利な財源ということになっているところでございます。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前10時20分休憩

午前10時21分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 今、ご説明した中で、元利に対しての交付税措置という説明させていただきましても、利息の部分につきましてはまだ借入れの条件等も決まっていないという中では、ちょっと推測はまだ難しいのですが、元金ベースで申し上げますと過疎債であれば元金の10分の7というと、3億2,700万円程度になります。

辺地の8割となると3億7,370万円ちょっとということになります。差額として、4,672万円が元金としては有利になるというふうなことが言えると思えます。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほかございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第5、議案第36号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
総務課長。

- 総務課長（會田総務課長） ただいま上程いただきました、議案第36号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、その提案理由と規約変更の内容についてご説明申し上げます。
北海道町村議会議員公務災害補償等組合は、北海道町村議会議員等に対する公務災害補償等に関する事務を共同処理するために、道内の町村、一部事務組合及び広域連合をもって組織する団体で、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体など、組合を組織する団体の協議にこれを定めることとしており、同法第290条の規定により、その協議について議会の議決を求めるものであります。
このたびの規約の変更理由は、一つ目に鷹栖町、上川町、愛別町、当麻町及び比布町を構成団体とする上川中部消防組合並びに伊達市及び壮瞥町を構成団体とする伊達壮瞥学校給食組合の解散に伴う脱退。
二つ目に、千歳市、北広島市、由仁町、南幌町及び長沼町を構成団体とする道央廃棄物処理組合の新規設立に伴う新規加入によるものでございます。
議案書23ページをごらん願います。規約変更の内容であります。
規約第3条の規定により、組合を組織する町村等一部事務組合及び広域連合を定める別表第1から上川中部消防組合と伊達壮瞥学校給食組合を削るとともに、同表に道央廃棄物処理組合を加えるものであります。
なお、資料として新旧対照表を配付しておりますので、参考に供していただきたいと思っております。
附則でございます、この規約の施行日であります。この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとし、北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する関係地方公共団体等の全ての議会で議決が得られた場合、当該組合において総務大臣の許可を受けるための事務手続きをすることになりますが、その許可を受けた日からこの規約を施行することとするものでございます。
以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

(なし)

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（音喜多議員） 日程第6、議案第37号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
総務課長。
- 総務課長（會田総務課長） ただいま上程いただきました、議案第37号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、その提案理由と規約変更の内容についてご説明申し上げます。
北海道市町村総合事務組合は、非常勤の職員の公務上の災害補償に関する事務などを共同処理するために、道内の市町村一部事務組合及び広域連合をもって組織する団体で、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体など、組合を組織する団体の協議によりこれを定めることとしており、同法第290条の規定により、その協議について議会の議決を求めるものであります。
このたびの規約の変更理由は、一つ目に千歳市、北広島市、由仁町、南幌町及び長沼町を構成団体とする道央廃棄物処理組合の新規設立に伴う新規加入。
二つ目に、伊達市及び壮瞥町を構成団体とする伊達壮瞥学校給食組合の解散に伴う脱退。
三つ目に、鷹栖町、上川町、愛別町、当麻町及び比布町を構成団体とする上川中部消防組合の解散に伴う脱退並びに解散によって単独の組織となった鷹栖町と上川町の消防団の新規加入。
四つ目に、滝川市、新十津川町及び雨竜町を構成団体とする滝川地区広域消防事務組合への赤平市の新規加入に伴う脱退によるものであります。
また、解散した上川中部消防組合の構成団体であった愛別町、当麻町及び比布町については、新たに大雪消防組合に加入するため、このことにかかわる規約の変更はございません。
なお、これから行う規約間の説明は議案書により行わせていただきますので、別にお配りをしている新旧対照表につきましては参考としてあわせてご参照していただきたいと思います。
議案書24ページをごらん願います。
規約変更の内容であります。

初めに、規約第2条の規定により、組合を組織する地方公共団体を定める別表第1については、石狩振興局の項中、北海道後期高齢者医療広域連合の次に、道央廃棄物処理組合を加えるとともに、当該、振興局内の団体数を15から16に改め、空知総合振興局の項中から赤平市を削るとともに、当該、総合振興局内の団体数を35から34に改め、上川総合振興局の項中から、上川中部消防組合を削るとともに、当該、総合振興局内の団体数を31から30に改め、胆振総合振興局の項中から伊達壮瞥学校給食組合を削り、当該総合振興局内の団体数を13から12に改めるものであります。

次に、組合の共同処理する事務を定める別表第2については、同表第1から第7の項中、赤平市を削り、長万部町の次に鷹栖町、上川町を加え、上川中部消防組合を削り、同表第9の項中、北海道後期高齢者医療広域連合の次に、道央廃棄物処理組合を加え、上川中部消防組合及び伊達壮瞥学校給食組合を削るものであります。

附則でございます。この規約の施行日であります。この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとし、北海道市町村総合事務組合を組織する関係地方公共団体等の全ての議会で議決が得られた場合、当該事務組合において総務大臣の許可を受けるための事務手続きをすることになりますが、その許可を受けた日から、この規約を施行することとするものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。
ございませんか。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（音喜多議員） 日程第7、議案第38号 新たに生じた土地の確認についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
建設課長。
- 建設課長（松見建設課長） ただいま上程いただきました、議案第38号 新たに生じた土地の確認について及び議案第39号 町の区域の変更について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書26ページをお開き願います。

議案第38号 新たに生じた土地の確認についてでございます。

本件は、国が実施する厚岸漁港特定漁場整備事業による第3種厚岸漁港門静地区の建設工事を施行する上で、公有水面埋立が必要なため、公有水面埋立法第3条第1項の規定に基づき、北海道より意見を求められ、同法第4項の規定により平成20年6月定例会において、議会の議決を得て異議のないことを答申し、建設工事が進められてまいりました。

このたび、北海道より工事が完了した竣工認可の通知があり、これに伴い地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土地の確認について、議会の議決を求めるものがあります。

内容であります。確認地の所在は厚岸郡厚岸町門静3丁目190番2の地先の公有水面埋立地、面積2,699.14平方メートルと厚岸郡厚岸町門静3丁目5番189番2及び190番2の地先の公有水面埋立地、面積1万3,563.57平方メートルであります。

面積は、両区域合わせて1万6,262.71平方メートルであり、所有者はいずれも国であります。

27ページをごらんください。位置図であります。図面中央部分の円で囲った部分、厚岸漁港区域内であります。

次のページをお開きください、所在図であります。

厚岸漁港門静地区南西端から厚岸湾に突き出すように位置する、太線で囲まれた部分が埋立区域であります。

埋立区域は、A区域とB区域の二つに分かれております。この二つの区域に分かれておりますのは、その間に約35メートルの塩通しのための注水部が設けられているため、その部分は埋立区域とはならないものであります。

次のページをお開きください。求積図であります。

二つの区域のうち、A区域は、図面左側上部横長の部分で①から⑤の点を順次結び、最後の①に戻った区域で太線で囲まれた部分であります。

B区域は、図面右側の縦長の部分で⑥から⑭の点を順次結び、最後に⑥に戻った区域で太線で囲まれた部分であります。

その中で、aからa'、bからb'、cからc'、dからd'の4カ所の埋立の断面図を図面間中央部分に示しておりますが、aとa'部分、17.50メートル、bとb'部分15.65メートル、cとc'部分54.74メートル、dとd'部分73.52メートルが埋立区域であり、新たに生じた土地となります。

埋立区域の面積であります。A区域が2,699.14平方メートル、B区域は1万3,563.57平方メートルで、埋立面積の合計が1万6,262.71平方メートルとなります。

次のページに求積表を示しております。座標法により計算したものであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願ひします。

- 議長（音喜多議員） これより質疑を行います。
ございませんか。

(な し)

- 議長（音喜多議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（音喜多議員） 日程第8、議案第39号 町の区域の変更についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
建設課長。
- 建設課長（松見建設課長） 議案第39号 町の区域の変更についてでございます。議案書31ページをお開き願います。
提案内容をご説明申し上げます。
変更しようとする町の区域は、議案書、議案第38号で説明した厚岸漁港特定漁港漁場整備事業、第3種厚岸漁港門静地区の建設工事に伴い、公有水面を埋立し、新たに生じた土地を本町の区域に編入するため、町の区域を変更するものであり、変更するに当たり、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。
内容であります。町の名称は厚岸郡厚岸町門静3丁目、変更する町の区域は編入する公有水面埋立地として、厚岸郡厚岸町門静3丁目190番2の地先の公有水面埋立地、面積2,699.14平方メートルと厚岸郡厚岸町門静3丁目5番189番2及び190番2の地先の公有水面埋立地、面積1万3,563.57平方メートルであります。
面積は、両区域合わせて1万6,262.71平方メートルであります。位置図、所在図、旧跡図、断面図は、議案第38号で説明したとおりであります。
以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

- 議長（音喜多議員） これより質疑を行います。
ございませんか。

(な し)

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（音喜多議員） 日程第9、議案第40号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
建設課長。

- 建設課長（松見建設課長） ただいま上程いただきました、議案第40号 工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。
議案書32ページをお開き願います。
議案第40号 工事請負契約の締結についてでございます。
次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。
床潭末広間道路は、その名のとおり床潭地区と末広地区を結ぶ路線であり、漁業などの産業道路として、また地域住民の生活道路としてなくてはならない重要な幹線道路であります。
床潭地区、末広地区間の現状は、海岸に沿って山の斜面が張り出した地形が続いており、地滑り地区が多数点在していることも調査でわかっております。
その中を縫うように道路が走っているため、急勾配、急カーブが多く、道路幅は車がすれ違うことも困難な3メートルほどを確保するのがやっとの状態にあり、これらの危険カ所を解消するため、平成20年度から事業を実施してきております。
今回、契約の内容であります、1として工事名、床潭末広間道路改良工事、2として工事場所、厚岸町末広、3として契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で町内外を含め7社の参加によるものです。4として請負金額、金8,100万円也、5として請負契約者は厚岸郡厚岸町真栄2丁目256番地、株式会社宮原組であります。
33ページをお開き願います。参考といたしまして、1、工事概要ですが、道路改良工として延長は174.56メートル、上層路盤工としてアスファルト安定処理、厚さ5センチメートル、下層路盤工としてゼロから40ミリ砕石、厚さ15センチメートル、凍上抑制層として山砂厚さ55センチメートル、擁壁工として自立式親杭擁壁工、延長は52.56メートル、H型鋼の親杭が37本となっております。
2、工期ですが、着手は契約締結日の翌日、完成は平成27年2月10日までとするものであります。
3、参考図面として、位置図、平面図、標準断面図、道路構造図、擁壁工側面図は別添説明資料のとおりです。
34ページをお開きください。今回の施行1ですが、図面中央下、床潭地区と末広地区の間からやや末広よりの黒く示した部分となります。
35ページをお開きください。

図面左側、①平面図をごらんください。図面真上を北として示しており、西側、図面向かって左側が床潭地区、東側、図面向かって右側を末広地区とした位置となっております。

図面中央に水道施設であります末広ポンプ場を示してありますが、この末広ポンプ場の上を回るように走っている線が古い道路、既設道路でありまして、そこから南側に少し濃い線で示している道路が新しい道路、計画道路となっております。

図面上下に引き出しで工事箇所を示しており、下の引き出しは前年度、平成25年度までに計画道路カーブ部分の一部舗装工事まで施工済み、また、図面中央付近で受圧板工、アンカー工による法面対策工事を終えており、今回の工事区間は上部引き出しに示したとおり、昨年法面対策を終えた箇所とそこから末広側へ向かう延長174.56メートルの工事区間となります。そのうち、擁壁工を設置するのは終点付近の延長52.56メートルの部分となります。

図面右側上部、②標準断面図をごらんください。擁壁工部分の断面図になります。

図面中央よりやや左に幅3.00メートルの既設道路があり、このままでは十分な道路幅が確保できないため、図面右側、現地では海側になりますが擁壁工を設置して、計画道路幅である6.5メートルを確保しようとするものです。擁壁工の高さは、現況地番により異なりますが約1.0メートルから6.2メートル程度の高さとなります。

次に、その下でございます。③道路構造図をごらんください、道路の舗装及び路盤の構成を示しており、上から表層としまして密粒度アスコン厚さ3センチメートル、基層としまして粗粒度アスコン厚さ4センチメートル、上層路盤工としてアスファルト安定処理、厚さ5センチメートル、下層路盤工としてゼロから40ミリ採石、厚さ15センチメートル、凍上抑制層として山砂厚さ55センチメートルとなっております。

このうち、表層と基層部分は、今回工事では施工せず、仕上げにかかるときに施工することとしております。

次に、その下の④擁壁工側面図をごらんください。擁壁工部分を横から見た図面となっております。ごらんのとおり、現況地番は中央部分が深くなっていることから、計画道路高さにあわせて擁壁工の高さもその場所ごとに最適な組み合わせとしております。

構造としましては、まずH鋼を1.5メートル間隔で打ち込み、その隙間にコンクリート板を設置していき、H鋼頭部を……失礼しました。H鋼頭部を嵩コンクリートにより防護する構造となっております。

H鋼は、この区間の路圧全体を受けとめる柱となるものであり、使用部材は右下に示しているとおり長さ4.50メートルから13.50メートル、大きさは構造計算により150ミリメートルから掛ける150ミリメートルから414ミリメートル掛ける405ミリメートルまでの大きさのものを使用いたします。

H鋼の管に設置されるコンクリート板はその上に示してありますが、厚さ40ミリメートルから70ミリメートル、幅は200ミリメートルから400ミリメートル、長さは1,480ミリメートルとなっております。

埋め戻し材料の使用範囲は、下に引き出しで示したとおり起点から16.50メートルまでは一般的な土砂を使用し、そこから31.50メートルの区間が高さもあり、路圧もかかるため軽量盛り土材を使用して荷重の軽減を図り終点側6.0メートルの区間は一般的な土砂を使用する計画としております。

なお、別途お手元に参考資料といたしまして、6月2日に執行いたしました指名競争入札

結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

9番、南谷議員。

●南谷議員 まず、この図面、35ページですか、この図面を見ていただきたいのですが、この工事そのものちょっとあれかもしれないですけどもS P、右側のほうに700という数字の記載ありますけれども、この下に取りつけ道路があるのです、この道路からこの下のほうに幌万別地区があります。ここの、この取りつけ道路なのですけども、地元の人は何年か前に解消していただいて、非常におりるのにも、上るのにもカーブが、入り口が非常に狭いのです。実際に昆布時期なんか急ぐときに1回で回りきれないのです。非常に傾斜のあるところで、地滑り地帯なので工法的にも厳しいと思うのですけれども、やはり地元が苦慮している。行くたびに、ここを何とかしてくださいという要望が非常に強いものがございます。これらについても、私は技術屋はないので、やはりせっかくその道路を改良をしているわけでございますから、改良したことによって不便になるというのはやはり問題があるのではないのかなと、かように思います。これらについて、やはり一考を要するべきだと思います。

それから、先般、総務産業常任委員会で視察をしてまいりました、この工事現場を。そうしましたら、昨年度か一昨年かわからないのですけれども既に終わったところ、法面を張ってあるのですけれども、その下のほうがもう既に崩れてきているのです、現実的に。

そうしたら将来、せっかくやっている取りつけ道路、やったばかりのところはまた崩れていくのではないのかなと、この辺についてもやはり早急な措置をしていかなければならないのではないのかなと、かように思いますがいかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） このS P 600からS P 約700のほう取りつけ道路がある部分で、曲がりづらいというご指摘でございます。

これは、平成24年度の工事の危険付近となっております。この取りつけ道路部分も本来、容易に曲がれる状態が好ましいというふうには思っております。

周辺は、急傾斜地でございます、道路幅員を確保するのがやっとの状態でございます。取りつけ道路に対しまして、これ以上、緩やかな計画にはできないというふうに考えておりますが、現状を維持する形ではありますけれども、地域の方のご意見も伺いながら対応してまいりたいというふうに思います。

失礼いたしました、それから法面の関係でございますけれども、昨年の9月16日の雨で、この部分を含めて他にもございますが、今後、順次速やかに年度内、完工、これは災害復旧工事として位置づけ、施行する計画となっておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、非常にここの道路、町内でも今、工事かかっているところは、今やっているわけですが、末広まで行き着くまでの間、非常に道路は乱れております。直すのもやっている最中ですから、ところが何年もかかっているのです。

ぜひ、そういう観点からも、また将来、白糠のほうからずっと高速道路が進んできています。そうすると厚岸にもやがて非常に車、マイカーで来る観光客も含めて多くなるのではないのかなと、非常に景勝地でもあります、漁家は確かに少なくなってきておりますけれども、そういう意味では、あそこのラインというのは大事なところではないのかなと私は思うのです。

そういう意味で、あそこの道路の早期完成というものをしっかり取り組んでいただきたいと思います。そのおかげで早くなることでやはりみんな我慢していると思うのです、住んでいる方々も。いずれ直るのだろうからということですが、1年にやれる工事企画、面積というのですか、区間は限られてはいるわけです。その間、今のような一時補修のような格好でいかざるを得ないと、そういう意味でもしっかりと町としてもなるべく年次は年次としてあるのしょうけれども、より有利な補助金を投入されるように努めていただいて、早期完成に目指していただきたいと思います。いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） この事業につきましては今まで調査、設計、それから地滑り対策が占める割合が大きいものでありました。工事できる箇所も限られていたところですが、今後はペースを上げ、毎年3億円近い事業費で進みたいと考えております。

しかし、この事業には国土交通省の社会資本整備総合交付金事業により、国からの交付金を財源に充てて実施しております。近年、国土交通省所管の事業では災害復旧関連予算に重点的に配分される傾向もあり、通常の市町村道事業では要望どおりの配分が厳しい状況もございますが、私どもは強く北海道に対して重点配分をお願いしたいと、兼ねてから要望をさせていただいたところがございますが、今年度も要望額の50%の配分となっております。

事業の進捗状況によりまして計画の見直し、再検討を常に行いながらも早期事業完成に向かって進みたいと考えてございます。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほか。

6番、堀議員。

●堀議員 工事の予定についてはいいのですが、契約のことでちょっと要望というか、お聞きしたいというか、実は公共工事代金債権信託制度いうものが最近いろいろな自治体とかでも取り組まれ始めております。これは、厚岸町の工事契約で第5条のとこ

ろに権利義務の譲渡等というのがあるのですけれども、この条項が関係してくるのですけれども、要するに請負契約を権利を自治体と金融機関との協定を結んでおいて、その金融機関に対して権利を譲渡することによって、金融機関から業者が資金の貸付を受けるという制度なのです。

これのいいところというのは、当然、工事代金というのは前払金等もあるのですが、完了してからでないとその大部分は受け取れないといった中では、なかなか下請け業者、ましてや人件費などでも支払いが滞ってしまうというような状況というのが多々見られるものですから、そのように人件費や下請け業者への資金の流れをよくするために、近年では各自治体でもこの制度を取り入れられてきております。

あとは、この制度を取り入れることによるメリットはもう一つあって、例えば今回のように年をまたぐような工期、工事とかがよく該当になるのですけれども、12月決算とかというような会社が決算後、会社決算やるときにどうしてもこの売り掛けとか、繰越金が出てしまうものですから、これが財務上マイナスになってしまうと、会社自体は本来、工事完成したらお金が入るからいいのですけれども、影響あるのが指名競争入札の指名願いとかなにもつけられる経営事項審査、そちらの点数のほうにマイナスで出てくるというような状況というのがあると。それを解消する上でもこの制度の導入が叫ばれているというようなことのも昨今あるのですけれども、厚岸町においてこの公共工事代金債権信託制度を取り入れていくという考え方はできないでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） 厚岸町の建設工事の請負契約書でございますけれども、国、または北海道が示している建設工事請負標準契約書式に基づいて作成をさせていただいております。

現に使っている厚岸町の契約書の第5条、ここに権利義務の譲渡等というふうに書いてあります。原則は、第三者に譲渡し、または承継させてはならないというふうに規定されているのですが、ただし書きであらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでないというふうにつけ加えさせていただいております。これは、道も国も標準書式の中で定められている事項であります。

これについては、平成11年に建設省のほうから建設業緊急安定化事業ということで、その権利を使って債務保証していただく、あるいはその譲渡先から貸し付けを受けると、そういったセイフティー事業の奨励を国がしてございました。その後、加えて平成20年には国が指定していた補償する組合をさらに拡大しまして、現在は前金払いを補償するところも追加して、徐々に拡大されているふうに経過をしております。

町としましては、この間、事業者のほうからご相談はなかったということで、今のところは具体的な検討はしてございませんけれども、この条項のただし書きを何とか適用を図っていく方向で事例に対応していきたいなというふうに考えてございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 この条項をそのままただ使うだけでは、例えば借金のない会社なんてないのですよ、銀行に。で、あったときに、銀行にこれをやっても、まず銀行に残っている借金に対して取られてしまうという可能性が出てしまう。

そうしないがために、あらかじめ発注者側と金融機関、例えば厚岸町には指定金融機関もあるのですけれども、そこでの協定の中でそちらに対して権利を譲渡していただくという方策なのです。

ただやっただけでは借金の棒引きにされてしまうだけで、効果が全然、出なくなってしまうという恐れがあるのです、これは。そのためのこの制度なのです。

昔からよく建設工事の契約書をもってお金を借るとかという話は聞こえてはくるのですけれども、ただやはり、それはそうやって資金が本当にショートしかかるようなときにでもされるような状況が多々見受けられるのかなと思うのですけれども、今回のこれらの業者も、次の工事もそうなのですけれども、それらの業者がたっただけのお願いで希望しているというのではなくて、例えば整備を行っている自治体を見ると1,000万円以上の工事、小さいところでは130万円以上の工事に対しても対象にしているという自治体もあるのです。

やはり、そういった中で中小企業の資金繰り融通を円滑にしてあげることによって、下請けへの過剰な締めつけや人件費の減少というものを抑えていくというのが政策的にやはり必要ではないのかなと。

当然、この債権を銀行に預けることに当たっては会社側としては銀行側に手数料を払うには払うようになるのですけれども、そのマイナスを補っても余りあるだけ、やはり資金循環といった中ではメリットもあるというふうに言われているものですから、ぜひ検討して導入していただく方向で進めていただきたいと思います。

中小企業振興の観点からも、やはりこれは重要なものと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思いますのですけれどもどうでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） この譲渡をしてしまうということに対して、厚岸町がそれを承認する条件としては、それを担保するものがないとやはりまずいと思うのです。

そういったことで、国は50億円を当時、国は出しているのです。それを活用されているということで、最大2,000億円、これは平成11年度の時点でありましてけれども、要は国がそのお金を要している、それを運営するために財団法人、建設の振興基金という設立、これがあつたのか、その前からあつたのかちょっと存じていないのですが、こういったところにその仕事、業務をお願いしているということです。

この振興基金が金融機関とのやりとりでお金を動かすのですけれども、その金融機関がやはりこういう市中銀行も入るのかどうなのか、実は私まだそこまで確認をできていない状況でございますので、ただいまのご意見を受けとめながら、今後の検討に当たってまいりたいというふうに思います。

●建設課長（松見建設課長） 6番、堀議員。

●堀議員 市中銀行は当然、現状では入れないのです。ですから協定というものが必要になってくるのです、町と銀行、相手方の銀行と、それをもってやるという制度なのです。ぜひ、検討していただきたいと思いますので、お願いします。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） 検討させていただきたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第10、議案第41号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（松見建設課長） ただいま上程いただきました、議案第41号 工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書36ページをお開き願います。

議案第41号 工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

仮称、厚岸地区活性化施設は、太田地区において酪農地域の活性化や定住人口の確保を図るため、地域コミュニティー活動の拠点施設として高齢者、女性等地域住民活動、生活支援促進施設を整備することにより、文化伝承活動や高齢者の生きがい活動、女性、若者の各種活動促進に活用するほか、地域住民の健康づくりや基幹産業である酪農の魅力情報を発信し、持続的発展へ向けて定住人口の確保と地域の活性化を目指す目的で整備する施設であります。

このたび、施設を整備するに当たっては、国の農産漁村活性化プロジェクト支援交付

金事業により、国から2分の1の交付金を受け、平成25年度に調査設計を行い、本年度建設工事を行い、平成27年度からの供用開始を目指しているものであります。

今回、契約の内容であります。1として工事名、仮称厚岸地区活性化施設建設工事（建築主体）、2として工事場所、厚岸町太田5の通り21番、22、23番5、3として契約の方法、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約によるものです。

4として、請負契約、金2億4,948万円也、5として請負業者は、共和・影本経常建設共同企業体、代表者は厚岸郡厚岸町港町2丁目138番地、株式会社共和建設工業所、構成員は厚岸郡厚岸町白浜4丁目156番地、マル勢影本工業株式会社であります。

37ページをお開き願います。

参考といたしまして、1、工事概要ですが、建築工事ですが鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート平屋建て、延べ床面積は付属等を含む884.02平方メートルとなっております。

所要室についてですが、大会議室、会議室、和室1、和室2、調理加工室、多目的便所、男子便所、女子便所、廊下、風除室1、風除室2、物品庫、プロパン庫のほか、各室物入れ、押し入れ、物置、オイルタンク置き場となっております。

2、工期ですが、着工は契約締結日の翌日、完成は平成27年3月10日までとするものであります。

3、参考図面として位置図、配置図、平面図、立面図は別添、説明資料のとおりです。

38ページをお開きください。

位置図、配置図でございます。図面右側の配置図をごらんください。

建設位置ですが、図面の下、町道太田中学校通に面し、太田農村公園の隣にある敷地内で、建物は計画建物と表示された位置に建設されます。

敷地内には、配置図ほぼ中央下側に表示してあります侵入口から入りまして、建物には計画建物左側の主入り口からの出入りとなります。

39ページの平面図をごらんください。

所要室の配置であります。図面左側、中央部分の入り口となる風除室1、玄関、ホール、ホール上には会議室、右に大会議室、物品庫、図面中央の廊下を挟みまして左から和室1、和室2、調理加工室、多目的便所、男子便所、女子便所となっており、各室に押し入れ、物入れが設けられています。

また、図面中央の廊下右側には、裏口となる風除室に、その下にはプロパン庫が配置されており、図面右側になります。付属として物置、オイルタンク置き場となっております。

40ページは、立面図を添付しておりますので、参考までにごらんください。

今回の工事内容につきましては、直接仮設工事、道事業工事、鉄筋型枠、コンクリート工事、鉄骨工事、防水工事、木工事、金属工事、左官工事、建具工事、ガラス工事、塗装工事、内外装工事、仕上げユニット工事、外構工事の一式工事となっております。

なお、外構工事の主な施設につきましては、再び38ページをごらんいただきたいと思っております。

図面中央に駐車場1として18台、右下のほうには駐車場2として14台、合わせて32台分のスペースであります。なお、別途お手元に参考資料といたしまして、6月2日に執

行しました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 入札結果の表が配付されております。それで、これを見ますと3回、入札を行って、それでも不調に終わったという内容なのですけれども、それで最終的に随意契約をする内容を見ますと、決定額は予定価格を若干下回った額で契約に至っているという内容なのですけれども、この入札結果を見て果たして入札に参加した業者が落札を目指して入札をしようというようなことで参加しているのかどうなのかが非常に私としては疑問に思うのです。もう2回目からは5社が辞退をして、3回目はもう残った2社のうち1社は辞退をするというようなことになっているのですけれども、今、この建設工事で資材の高騰だとかいろいろありまして非常に入札時の落札がきちんと整わないというようなことがいろいろ言われておりますけれども、単純にそういう影響なのか、予定価格が妥当なものであったのかどうなのか、工事内容についてきちんと説明された上でこういう辞退に至っているのか、その辺の内容についてちょっと説明をいただきたいというふうに考えます。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） 今のご心配のさせていただいております内容につきましては、他の町でもあるようでございまして、他の町でも要は入札に参加できない業者がいるとか、これは労働者の確保ができなくなっているとか、いわゆる技術者の確保ですね、そういった問題で入札に参加できないとか、そのようなことも実は聞いておりました。

今回は7社の指名ということで、指名させていただいた7社には全ては参加をさせていただいております。この町の積算は、北海道が作成する標準単価をもとに積算しております。

したがいまして、間違いはないということで確認しておりますけれども、後に落札業者にも見積書を提出させてもらったのですが、価格の見積もり価格に開きの大きな部分があったということでもあります。これは町は北海道が作成する標準単価を使っている部分が相当多いものですから、こういった部分を業者のほうでは市場単価のほうで入札に応じてまいりますので、この市場単価の開きがあったのではないかと、そのように推測をさせていただいております。

なお、この入札の辞退というふうには書かれていますのですけれども、どうも昨年の暮れ、12月ごろあたりからこういった辞退ということがぼつぼつ出てきていた、今回もそういった背景に資材の高騰だとか、そういったことはあるのですけれども、どこまで入札に参加していただけるか、落札していただけるかという部分では今、議員心配されるように市場価格との差がある部分が生じてまいりましたので、若干危惧はしていたのですけれども、そういったことでこのような結果になったということで、業者は頑張って入札に参加していただいたな

というふうな私は評価をさせていただいたところでございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 土木工事だとか、そっちは結構、仕事量がありますよね。ところが、この建物というか、建築のほうの大きい仕事というのは厚岸町でも近年はどんどん少なくなってきました。

これはきっとほかの町や自治体でも同じような状況になってきているのではないかなというふうに私は思うのですけれども、そういう中でこの本来の競争入札制度が機能しなくなる危険が私は非常に危惧するわけです。こういうことが起きてくると、結果的にお付き合いの入札というようなことになって、入札制度を形骸化してしまう、そして最終的には今回のような随意契約で契約をしなければならないというようなことになっては私は非常に困ると思うのです。

今回のことだけで済めばいいのですけれども、今後もこういうことが厚岸ではあと建築関係で大きいのが今後どういうのが出てくるのか、ちょっと予測はつきませんが、こういう辞退が続いていくようなことになると非常に私は困るのではないのかなというふうに思うのです。

そのあたりは今後、見通してどういうふうを考えているのかお伺いをいたします。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） ただいまのご質問でございますけれども、土木関係と建物建築関係、この工種の違いは確かにあるのですけれども、今回、価格の差の大きな部分は鉄筋と型枠という部分で、これは土木のみならず、建築でもいわゆる基礎の部分とか、壁だとか、そういった部分のコンクリートを使う部分、これらの部分の資材等が市場単価が上がっているという状況でございました。

これは、現在、釧路市内で学校の耐震改修事業が急ピッチで行われております。加えて高速道路の工事の加速、そういったこと、加えてこれは余り北海道にはお聞きしている話では東日本大震災の復興といいますか、それにも呼ばれている状況で、非常に公共工事が今、集中して発注されているようでございます。

そういった影響があるのではないかなというふうに考えております。

この影響は、今後も続くのだろうというふうに思います。これは、2年、3年でなくてとりあえず今年1年は続くものだというふうには考えなければならないと思います。

そういった意味で、今後、町内松葉に街中団地町営住宅を建設予定でございますけれども、これにも多少の影響が工種の内容からして今回の同じような影響は予想しなければならないと、そのように考えているところでございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 ただ、そうは言っても大事な税金を投入してつくるわけです。そういうとき

に、やはり透明性のある入札がきちんと行われて、その結果、落札業者がきちんとした仕事をしていたということをやはりやっていただきたいというのが町民も願っていることだと思うのです。

そういうことを考えると、やはりお互いプロの立場でやっているわけですから、そのあたりも十分勘案した中で入札を行っているというふうに考えますので、私はこの今回の入札結果に疑問を持つというのではなくて、やはり透明性がきちんと図られていくということを明確に示してほしいと、不調だったから、結果的には、それだったら初めからその価格で札を入れてくれればこういうことにはならないわけでしょう。随意契約では下回っているわけだから。随意契約で上回っているというのだったらわかるのです、下回っているのです。

ですから、そのあたりもきちんとしていただかなければだめだなというふうに私は思うのですけれども、そのあたりお伺いしたいのですが。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） このことについて考えるものについてはやはり入札の制度といいますか、厚岸町の入札の仕方、あるいは業者がそれに挑む姿勢という関係にあるのかなというふうに思います。

一般競争入札、それから指名競争入札ということでこの間、厚岸町はやってきたのですが、今回、指名をさせていただいたことで7社の参加をいただくことができました。これを一般競争入札ですと、ではどうなのかというのは多少、結果ですからわからない状況でありますけれども、そういった不安もあるということで、今回の工事は非常に工期の長い工事であります。

したがって、早期発注に努めて指名競争入札という形で7社に参加していただいて、落札をしていただいたということで、基本的に厚岸町では入札の札を何回入れてもらうかという基準、規定等は持っておりません。

近年、このように3回までお願いしたと、なったというのは珍しいので、事実のようなこととございますけれども、今後も予想されることとありますので、そういった回数を制限できるかどうかわかりませんが、少し考えていきたいなというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 私もちよっと契約関係、入札関係で聞きたいのですけれども、先ほど入札不調の理由というのが鉄筋鉄骨関係の市場単価と道単価との乖離が大きかったようだというふうに説明されているのですけれども、ただ同じく答弁の中では今年の12月ぐらいからそのように入札不調というものも見られるようになってきたというような状況があるといった中では、そのような状況があるのであれば、道単価だけによらずに直近の市場単価を独自で見積もりをとるなどして、単価をきちんと調べて積算するべきだったのではないですかというふうに私だと思うのです。

それと、積算期間、当然、指名競争入札ですから指名通知をします。そして入札まで

の期間、今回、何日間あったのか、また法令で決められております積算期間というのが何日かなのか教えていただきたいと思います。

それと、3回で不落札で随意契約を結んでいるのですけれども、通常であれば3回目で不落札であった場合、こちら側、発注者側で予定価格を示してこれできないでしょうかというのが通常、随意契約に至る経過かなと思うのですけれども、今回、その予定価格よりも28万円減っていますよね。この金額というのはどのようにして決められたのか、これを教えていただきたい。

また、そのように不落札の状況というのが多々見られてきている中で、今回も資料として500万円以上の工事というものが出されているのですけれども4月からの分で、これらの中で3回で入札不調で終わって、随意契約になった工事があるのかどうなのかも教えていただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前11時30分休憩

午前11時34分再開

●議長（音喜多議員） 再開します。

建設課長。

●建設課長（松見建設課長） 大変、貴重な時間申しわけございません。今、まとめてまいりました。

最初に市場単価を使うべきというご指摘でございます。これにつきましては、北海道単価を使わなければならないと、それに寄らなければならないという縛りの中でやらなければならないので、これはしようがないと。

ただ、その北海道単価に寄らないものの部分もございますので、それは市場価格調査をし、実際に行っているところでございます。

それから、入札までの見積もり期間でありますけれども、規定では5,000万円以上の工事は土日を除いて15日以上というふうに規定がございます。

今回は、5月8日に指名業者の方にご通知を申し上げ、6月2日の入札でございましたので、その間、15日は確保されているということでございます。

それから、金額をどのように決めたのかということでもありますけれども、これは私どもが一方的に随意契約をやるということではありませんで、業者の方に今回の場合は最低入札の方に私どもの協議の結果、私どもの結果として随意契約を行いたいというふうに申し出をさせていただいたところで、それに対して業者のほうからそれに応諾するお返事をもらい、少し時間を開けてその業者と私どもが随意契約をさせていただいた。

この3回目でやめたわけですから、少しちょっと大きな開きがあるということを申し添えて、随意契約までいったのですが、随意契約では1回目まず札を出してくれました。その結果、この金額に到達しなかったものでございます。

加えて再度、もう少し頑張っていただけないかという確認をしましたら、それにも応諾をしていただきまして、結果的にこの金額で出されて、それが予定価格を下回った関係で落札というふうに決定をさせていただいたところでございます。

最後に、この近年、入札は大体2回、あるいは1回で終わっている状況であります。今回、3回不落ということがあって随契でございしますが、同じくこの仮称、厚岸地区活性化施設建設工事の管設備において、3回目まで再入札をお願いし、この3回目で落札をしたという実態がございします。3回までいって不落になったケースは今回の提案の件以外にない状況でございします。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 そうすると、ですから言っていますよね道単価だけではないのだという話ですよ。道単価に寄らなければならないという何も無いのですよ、ちゃんと地方単価とかもあるし、自前で単価調査をして単価を決定して採用してもいいわけなのですから。当然、見積もり単価というものもたくさんあるわけなのですから、そんな理由にはならないというふうに思うのです。

実際にそうすると随意契約の段階であくまでもこちらからの予定価格を示さないで、示さない中でもう少し、もう少しというふうに言ったのですか。もう少し、もう少しと。そこら辺ははっきりしていただきたいと思うのですけれども、どうなのでしょう。

積算期間はきちんととられているということで安心するのですけれども、そこら辺の経過というのをはっきりしておいてもらいたいと思うのです。どうなのでしょう。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） まず、単価でございしますが、今、議員がおっしゃっていただいたとおり市場単価をきちんと調査し設計書をつくらなければならない部分もあります。今回の工事は特に国費が投入されている事業でありますから、その積算単価についてはやはり北海道が示す単価、これをいじってしまうとそういった公平性が保たれなくなるという関係でいたし方ないというふうに思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

それから、見積書の提出に当たって随意契約のやり方ですけれども、もう少し、もう少しということではなくて、1回目、今回は……結果的に見積書を出してもらったのですけれども、1回目で大幅に下げたものを提示をさせていただきました。

そういった関係もあってもう少しなのということです。私、申し上げたなというふうに記憶してございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 3回目ですから終わりますけれども、結果的に市場単価と道単価、大きな乖離があるということが実際にわかったわけなのです。3回の入札においても予定価格から約1,100万円も高いくらいまで業者頑張っても、本来であれば業者としてのもうけを入れ

るのは3回目のぎりぎりだなというふうになると思うのです。それよりも1,100万円も下げている、このしわ寄せはどこに行くのだといったら、当然、中小企業とか下請業者とか、人件費のほうに、もう当然そちらにもしわ寄せが回ってってしまうのです。

入札もやはり1回目の3回やってだめで、今度、日をおいてやったのでしょけれども、その段階で1回目で落札しないのであれば、もう無理だというふうに判断しなければならなかったのです、それをもう少しなんて言っては再度の見積もりを提出を願うと、独占禁止法という優越的職権の乱用ではないですか。そういうふうにとられてもおかしくないというふうに思うのです。

やはり、もう少しきちんとしていただきたいというふうに思います。ただ下がればいいという問題ではなくて、この下がった分というのはどこかにしわ寄せがいてしまうのですから。人件費が上がった、上がったといいながら厚岸町の工事は人件費は全然安いのだとか、今度、どんな工事でもやるような人間だっていなくなるでしょうし、結果的に行政のほうからごり押しのようにもう少しだなんて言って安くさせるような、そんな優越的に職権乱用されて入札が行われるのであれば、こんな町の工事なんてやっつけられないという話にならないですか、どうなのでしょう。もう3回目ですからこれでやめますけれども、おかしいと思います。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） 今回の随意契約の執行に当たりましては、私は間違えていないのだというふうに思います。

業者の参加意思もきちんと確認しておりますし、そういった意味では1回目大きく努力して切り下げてきてくれたわけですから、それに対して私どもも随意契約する立場としてもう少しというのは、私はこれは許される発言行為だというふうに思っております。

●議長（音喜多議員） ほかがございませんか。

（発言する者あり）

●建設課長（松見建設課長） 申しわけございません、答弁漏れがございました。

その件については、今後、工事が施工される、そういった工事準備の段階から工事にかかわる下請けに選定通知書というものが町のほうに提出されることとなります。

それには元請け人と下請け人で交わす注文請書というのでしょうか、コピーが添付されます。その中には請負代金も記載されておりますので、確認して何かあれば指導していきたいと、そのような姿勢を持って今回の工事監督に当たっていきたいというふうに考えてございます。

●議長（音喜多議員） 他にございませんか。

12番、室崎議員。

●室崎議員 ちょっと簡単なことで、先ほどの議案説明の中でちょっと聞き漏らしたのかもしれないですが、そうであればお許しいただきたいのですが、建物の構造なのですが鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリートと、これ最後のところ造が入るのではないかと思うのですけれども、それはちょっとそのままにして、この図面で説明いただきたいのですが、平面図で結構ですがどの部分が鉄筋コンクリートづくりで一部となっていますけれども、どの部分が鉄骨鉄筋コンクリートなのか、この説明がなかったような気がするのです、それを含めてお願いします。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前11時45分休憩

午後11時47分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。
建設課長。

●建設課長（松見建設課長） 大変申しわけございません。

この平面図でちょっとご覧いただきたいと思っておりますけれども、この全体が鉄筋コンクリート造であります、廊下を挟んで上の大会議室という大きな部分、こちらの大きな部分、会議室のほうを全部含めて、この柱とはり、このある部分が一部鉄骨鉄筋コンクリート造と、そのようになっているということでございます。

それから、議案書の参考としてつけ加えている部分で、37ページなのですけれども、参考としてはいるのですけれども、これは建築工事の内容でありますから鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリートでとまっておりますけれども、この後につくり、造、これをつけ加えるのが正しい表示だというふうに思いますのでつけ加えていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 まず表示のほうはわかりました。

それから、平面図でそうしますと大会議室というのがございます、平面図で見ますと、廊下から図面でいうと上の部分、この廊下を含めないで上の部分が鉄筋コンクリートではなくて、鉄骨鉄筋コンクリートだというふうに考えればよろしいのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（松見建設課長） そのように捉えていただきたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） ほかがございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第11、議案第42号 町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました、議案第42号 町税条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

議案書41ページをお開きください。

地方税法の一部を改正する法律が、平成26年3月31日に公布され、原則として4月1日から施行されました。

この税制改正に伴い、平成26年度課税にかかわり改正法案と同日施行しなければならない厚岸町都市計画税条例の一部改正は、専決処分で報告し、ご承認をいただきましたが、それ以外に今後の施行を要する部分につきまして、本定例会に上程するものであります。

改正内容の説明につきましては、別紙お手元に配付の議案第42号説明資料、町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表及び町税条例等の一部を改正する条例の概要により行います。

まず、新旧対照表をごらんください。

第1条、町税条例の一部を改正する条例、第16条第2項は、町民税の納税義務者等について、法人税法において納税義務者となる外国法人が定義されたことに伴う規定の整備であります。

同条第3項は、引用法令及び法令番号の追加であります。

第27条第5項は、地方税法の改正による引用号番号の変更であります。

第28条の4は、法人税割りの税率について、地方税法における税率改正による改正であります。

第33条の7は、法人の町民税の申告納付について、法人税法において外国法人の外国

税額控除拡大に伴う規定の整備であります。

同条第5項は、法人税法において外国法人の申告納付制度が規定されたことによる引用番号及び条番号の追加であります。

第35条は、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について、法人税法において外国法人の申告納付制度が規定されたことによる引用番号の追加であります。

第43条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について。

第44条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告について、地方税法における非課税対象の追加による引用番号の変更であります。

第71条は、軽自動車税の税率について、地方税法における税率改正による改正であります。

附則第4条の2は、公益法人等に係る町民税の課税の特例について、租税特別措置法における特例の追加による規定の整備であります。

第6条は、居住用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰り越し控除について、課税標準の計算の細目の定めを削除であります。

7ページ、第6条の2は、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除について。

9ページ、第6条の3は、阪神淡路大震災に係る雑損控除額等の特例について、課税標準の計算の細目の定めを削るものであります。

第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例について、引用、条番号の変更であります。

第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、特例期間の延長であります。

第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合について、地方税法の改正による地域決定型特例措置における特例割合の追加であります。

第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようするものはすべき申告について。地方税法における耐震改修に係る減額措置の追加による規定の追加であります。

第16条は、自動車税の税率の特例について、地方税法の税率改正による特例の読みかえ規定であります。

第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、特例措置期間の延長であります。

第19条は、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例について、規定の引用を条番号から項番号への変更であります。

第19条の2は、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例について、規定の引用を法律名から条番号への変更であります。

第19条の3は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例について。特例のみなし規定の追加であります。

第21条は、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を

受けようとするものがすべき申告について、一般社団法人等における非課税に係る準用の読みかえ規定の整備であります。

同条第2項は、一般社団法人等にかかる非課税措置の期間満了により規定を削るものであります。

第21条の2は、地方税法の改正による引用項番号の変更であります。

第22事情は、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例について。

16ページ、第22条の2は、東日本大震災にかかる譲渡期限の延長等の特例について。

18ページ、第23条は、東日本大震災に係る住宅借入金特別税額控除の適用期間等の特例について。いずれも、課税標準の計算の細目の定めを削るものであります。

第24条は、前条等を削ることによる条番号変更であります。

次に第2条、町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

附則第21条の2中に、地方税法の改正による引用号番号の変更の追加であります。

20ページ、附則第1条の施行期日について、第2号に施行日の規定から利子所得に係る部分を除く規定の追加であります。

第2条、経過措置について、引用法令の規定の変更であります。

同条第2項は、引用法令番号の追加であります。

次に、改正内容について概要資料でご説明いたします。

概要その1は、法人町民税の納税義務者となる外国人について、法人税法において恒久的施設を有する外国人と規定され、規定手法の変更による改正であります。

改正前も改正も厚岸町に対象となる法人はありません。

施行期日は、平成28年4月1日であります。

概要その2は、法人町民税の法人税割りの税率の引き下げであります。現行の14.7%を改正後は2.6%引き下げ、12.1%とする内容であります。

この引き下げによる町税収入への影響額は、平成25年度課税ベースでの試算で、約750万円であります。なお、引き下げとなった2.6%分は国税の地方法人税に振り替わるため、課税法人の回税総額に変更はありません。

施行期日は、平成26年10月1日であります。

概要その3は、外国税額控除の拡大であります。日本国内にある外国法人の視点が第3国で得た所得に対して、日本と第3国の両方から課税され、二重課税が生じる場合、その二重回税を排除すめのために、第3国での法人課税額を法人町民税の課税額から控除する規定であります。

厚岸町に対象外国人の支店はありません。

施行期日は、平成28年4月1日であります。

概要その4は、災害等による法人、町民税の申告書の提出期限の延長について。現行は、国内に本店、または主たる事業や有する法人が対象でありましたが、改正後は国内に恒久的施設を有する外国法人を対象とする内容であります、厚岸町に対象法人はありません。

施行期日は平成23年4月1日であります。

概要その5は、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の運営金について、現行は国内に本店または主たる事業所を要する対象でありましたが、改正後は国内に恒久的施設

を有する外国法人も対象とする内容であります。

厚岸町に対象法人はありません。

施行期日は、平成28年4月1日であります。

概要その6は、固定資産税非課税のとき適用施設の追加であります。追加施設は、小規模保育事業及び認定こども園に使用する施設であります。現在厚岸町に対象施設はありません。

施行期日は、子ども・子育て支援法の施行期日としております。

概要その7は、軽自動車税の税率の見直しであります。表の上段、原付計2輪及び小型二輪が原則1.5倍の引き上げであります。原動機付き自転車の50cc以下が現行1,000円が2,000円に、90cc以下が1,200円から2,000円あります。

この区分は1.5倍の額が2,000円未満ありますが、一律2,000円に引き上げであります。

125ccが1,600円から2,400円へ、ミニカーが2,500円から3,700円へ、軽二輪250cc以下が2,400円から3,600円へ、もっぱら雪上を走行するものが2,400円から3,600円へ、小型2輪、250ccを超えるものが4,000円から6,000円への引き上げで、施行期日は平成27年4月1日で、全ての登録車が対象となります。

次に、下段の軽自動車税及び小型特殊自動車であります。3輪が現行3,100円が3,900円へ、4輪以上の常用営業用が5,500円が6,900円へ、同じく常用自家用が7,200円が1万800円で、貨物用の営業用が3,300円が3,800円へ、同じく自家用が4,000円が5,000円への引き上げで、この区分までは平成27年4月1日以降の新車登録車から改正税率が適用となり、施行期日は平成27年4月1日あります。

小型特殊自動車の農耕作業用のものが1,600円から2,000円へ、その他のものが7,700円から5,900円への引き上げで、この二つの区分は施行期日が平成27年4月1日で、全ての登録者が対象となります。

一方、3輪と4輪以上の区分については、平成28年4月1日以降に新車登録から13年を経過した翌年度から、下段右側の欄に記載のとおり、3輪が4,600円、4輪以上の常用の営業用が8,200円、常用の自家用が1万2,900円、貨物用の営業用が4,500円、貨物用の自家用が6,000円の重課税率が適用となります。

なお、今回の地方税法の改正に伴う軽自動車税の税率改正は、昭和59年以来30年ぶりであり、改正においては自動車税に適用している環境への負荷の提言にするグリーン化の観点から、重課税率の適用区分を設ける一方、勤労者、女性、高齢者などの交通手段、いわば生活の足に対する配慮として既に所有している軽自動車や中古車を取得した場合は、現行税率で据え置き、農林水産業者、商業の小規模事業社の運搬、移動手段に対する配慮して引き上げ幅を1.25倍に抑制されていることを申し添えます。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

昼食のため、休憩します。

再開は、13時5分とします。

午後 0 時04分休憩

午後 1 時05分再開

- 議長（音喜多議員） 再開いたします。
税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） それでは、引き続きご説明申し上げます。
概要資料のその 8 をお開きください。

このたびの軽自動車税の税率改正において、一番複雑な改正となっている三輪及び四輪以上の車種の税負担の変化を四輪常用の自家用を例に表記したものであります。

①が平成27年 6 月に新車を購入した場合がありますが、平成28年度から課税開始となり、改正税率の 1 万800円が適用され、購入から13年を経過した翌年度の平成41年度から重課税率の 1 万2,900円が適用となります。

②が、平成27年 6 月現在、軽自動車を所有している場合、当該者の新車登録から13年までは現行の7,200円が適用となり、13年を経過した翌年度からは重課税率の 1 万2,900円となります。

例として、平成20年度に新車登録した車であれば平成34年度から重課税率の 1 万2,900円となります。

③が平成27年 6 月に中古車を購入した場合、この場合も②と同様の課税適用となります。

今回の改正による影響額は平成27年度で約38万円の増、これは平成25年度の課税ベースでの話でございます。平成28年度で約120万円の増と試算しております。

概要その 9 は、公益法人等にかかる町民税の課税の特例対象の追加であります。公益法人等に財産を寄附した場合において、その寄附が公益の増進に著しく寄与するとして、国税庁長官の承認を受けたときは、その寄附財産に係る譲渡益は非課税とされておりますが、その後、寄附を受けた公益法人等がその寄附財産を公益事業のように直接使用しなくなった場合には承認を取り消し、譲受法人が寄附を行った例と見なした譲渡益に所得割を課すことになっております。

この特例の対象に、対象となっていた公益法人等が合併した場合、その財産を引き継いだ公益合併法人等を追加するものであります。

施行期日は、平成27年 1 月 1 日であります。なお、現在、厚岸町に対象法人はありません。

概要その10は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、農業を営む人が飼育した肉用牛の売却に係る事業所得の年度措置を現行は平成27年度までの適用期間を 3 年間延長して、平成30年度までとするものであります。

施行期日は公布の日であります。

概要その11は、固定資産税の課税標準の特例に関する条例で定める割合についてであります。

平成26年 4 月 1 日から、平成29年 3 月31日までに取得された自然冷媒を利用した一定

の業務用冷凍冷蔵機器に対して講じる特例措置について、対象資産のノンフロン製品に対して地方税法の特例割合の4分の3を参酌して3分の2以上、6分の5以下の範囲内で条例で定める割合とされており、参酌基準の4分の3の特例割合とするものであります。

施行期日は、公布の日で特例対象となる設備に新たに固定資産税が課税された年度から3年度分を適用するものであります。

次に、公共の危害防止のために設置された施設、または設備について、対象資産の一部を市町村の条例で規定することとし、適用期限が2年間延長されました。汚水、または廃棄処理施設について現行法規定及び改正地方税法の特例割合の参酌基準どおり3分の1とするものであります。

また、大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設及び土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設について、現行法規定及び改正地方税法の特例割合の参酌基準どおり2分の1とするものであります。

対象資産については、町内にありません。

施行期日は公布の日とし、平成28年3月31日までに取得した設備等がこの特例割合の適用となります。

概要その12は、耐震改修が行われた一定の既存建築物の固定資産税の軽減について、対象減額措置の建築物の追加であります。具体的には、建築物の耐震改修の促進に関する法律により、耐震診断を義務づけられた建築物を平成26年4月1日から、平成29年3月31日までの間に国の補助を受けて耐震改修工事を行った場合、完了した年の翌年度から2年度分の税額を2分の1に減額するものであります。厚岸町には対象施設はありません。

施行期日は公布の日とし、平成26年4月1日から適用するものであります。

概要その13は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合、分離課税の長期譲渡所得に対する税率が軽減される制度について、適用期限を3年間延長して平成29年度までとするものであります。

施行期日は公布の日とし、平成26年4月1日から適用するものであります。

なお、優良住宅地の造成等については、開発許可、または土地区画整理事業の認定を受けて公共施設の整備を行う一段の宅地造成事業などが規定され、これまで厚岸町において対象はありません。

概要その14は、非課税口座内上場株式等の取得に係るみなし規定であります。一つの例示でご説明いたします。

非課税口座で50万円で購入していた株式を贈与、相続、遺贈により課税口座に移った場合、その時点の株式の価格を取得価格とみなす規定の追加であります。

施行期日は、平成27年1月1日であります。

概要その15は、旧民法第34条の法人から移行法人にかかる特例にかかる申告について、旧民法の規定により設立された社団法人及び財団法人が設置する幼稚園、図書館、博物館等について、当該法人が一般財団法人及び一般社団法人となった場合の固定資産税の非課税措置は、適用期間の到来により平成25年度で廃止となるものであります。

施行期日は公布の日とし、平成26年4月1日から適用するものであります。

以上で、議案第42号の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。
ございませんか。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（音喜多議員） 日程第12、議案第43号 厚岸町がん予防保健事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
保健福祉課長。
- 保健福祉課長（高橋課長） ただいま上程いただきました、議案第43号 厚岸町がん予防保健事業条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。
議案書50ページをお開きください。
町では、がん検診に要する費用について、平成21年から平成25年度は子宮がん及び乳がん検診を、平成24年度からは大腸がん検診をそれぞれ国の補助事業を活用して節目年齢の方を対象に検診に要する費用を徴収しないこととさせていただきましたが、国は一部対象者を変更して、この事業の継続を決定したところです。
町においては、この事業を活用して無料化したことにより、子宮がん検診では8%台から13%台へ、乳がん検診では9%台から12%台へ受診率が上昇し、大腸がん検診では8%台から9%台に上昇しておりますが、町の目標には到達している状況にはございません。
平成26年度につきましても、この事業を継続し、がん検診の受診促進を図るとともにがんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を目的として、対象となる方の子宮がん及び乳がん検診並びに大腸がん検診に要する費用につきましても徴収しないこととするものです。
子宮がん検診については、二十歳以上の方に乳がん検診と大腸がん検診については40歳以上の方を対象に検診を実施しています。

現行条例本則では、子宮がん検診については1,540円、乳がん検診については50歳未満1,950円、50歳以上1,640円、大腸がん検診については710円とし、検診に要する費用の一部を徴収することが規定されています。

改正する内容は、無料とする対象者が昨年度までは5年の節目年齢としており、大腸がん検診は昨年と同様に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の方を対象としておりますが、子宮がん検診では二十歳の方と40歳までの方で、平成24年度まで無料検診の対象としていた方で未受診の方、乳がん検診では40歳の方と60歳までの方で平成24年度まで無料検診の対象としていた方で未受診の方について、平成26年度に限り費用の徴収を行わないこととするものです。

お手元に配付の厚岸町がん予防保健事業条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。新旧対照表によりまして、ご説明申し上げます。

右側の改正案でございます。

附則第3項は、平成26年度に限り対象者となる方の検診費用の徴収を免除する規定でございますが、子宮がん検診では前年度に二十歳に達する方と40歳までの方で、平成24年度まで無料検診の対象となっていて未受診の方、乳がん検診では前年度に40歳に達する方と60歳までの方で平成24年度まで無料検診の対象となっていて未受診の方、それぞれ対象者とするものでございます。

附則第4項は大腸がん検診について、節目年齢の方の費用の徴収は行わないものとする年度の規定でございますけれども、平成26年度も実施するよう平成24年度及び平成25年度に限り平成24年度から平成26年度までの間に改めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書51ページにお戻りください。

附則でございます、第1項、この条例は公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するものであります。

第2項は、公布の日までに検診を受けた方から徴収した費用は、平成26年4月1日に遡及して、その全額を還付する規定でございます。

なお、平成26年度の無料検診の対象者は支給がん検診では二十歳の45名を含めた対象者は669名、乳がん検診では40歳の58名を含めた対象者は886名、大腸がん検診の対象者は697名でございます。

以上、大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 これを見てぱっとわかる人はどのぐらいいるのかなというふうに思うのですが、要するに前年度、節目年齢に達していながら未受診だった人たちも受けていただくというのがこの趣旨ですか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えいたします。

子宮がん検診と乳がん検診につきましては、5年間過ぎまして、その5年の節目年齢が経過しております。そのときに未受診の方、その方につきまして再度、この無料の適用をするものでございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 それで、これをこういう条例改定をして、受けていただくための町民に対するの徹底というか、広報というか、これの仕方はそういう対象者を中心に行うのか、それとも全町的にこういうふうになりましたということでやるのか、その辺はどういうふうにするのか。

一般的にやると、なかなか今回の1万円の支給と同じように非常に混乱する人がたくさん出てきたり、あるいは勝手に自分には関係ないやというようなことになっても困るのですけれども、そのあたりではどういうふうにするのかお伺いをしたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答えいたします。

まず、新しく対象になられた方、二十歳になられた方と乳がんでいきますと二十歳になられた方で子宮がんでは……逆ですね、ごめんなさい。すみません。

子宮がんでは二十歳の方、乳がんでは40歳の方、この方につきましては個別にご案内を申し上げます。そのほか、1回、対象となった方につきましては、今考えているのは広報誌、町の広報誌、あと折り込みチラシ、IP告知端末、防災無線等で周知して、なるべく行き渡るように考えております。

●議長（音喜多議員） ほかがございませんか。

（なし）

●議長（音喜多議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第13、議案第44号 平成26年度厚岸町一般会計補正予算、議

案第45号 平成26年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました、議案第44号 平成26年度厚岸町一般会計補正予算から、議案第45号 平成26年度厚岸町介護保険特別会計補正予算の提案理由のご説明申し上げます。

議案書の1ページであります。

平成26年度厚岸町一般会計補正予算（1回目）

平成26年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,467万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億2,416万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表であります。歳入歳出予算補正であります。歳入では6款6項、次ページ、歳出では9款12項にわたってそれぞれ5,467万6,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明させていただきます。8ページをお開き願います。

歳入であります。

13款分担金及び負担金、2項負担金、2目衛生費負担金、1節保健衛生費負担金、31万2,000円の減、がん検診負担金について、一部検診が国の補助事業に振りかわることによる受益者負担金の減であります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉補助金、がんばる地域交付金、社会福祉施設、500万円新規計上。歳出の光栄地区コミュニティーセンター整備事業の充当財源の計上であります。

なお、がんばる地域交付金は、国の平成25年度補正予算に対応した地方の追加公共事業の地方負担額をベースに算定され、厚岸町は平成25年度補正の上水道取水ポンプ場災害復旧事業、平成26年度に繰越執行する橋梁長寿命化修繕事業、町営住宅建設事業、公共下水道事業、さらに平成26年度計上の造林事業公的分収林整備推進事業の6事業が算定事業として認められ、町負担額7,620万1,000円に対して、交付率31.5%、交付限度額2,400万3,000円として配分額が示されたところであり、本補正予算にその全額を計上するものであります。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金、疾病予防対策事業費等補助金90万5,000円、新規計上。大腸がん、乳がん、子宮がんの検診事業に対する補助金の計上であります。

6目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金、がんばる地域交付金、道路新設改良、1,560万3,000円、新規計上。歳出計上の北片無去5号道路整備事業の充当財源の計上であります。

8目教育費国庫補助金、1節教育総務費補助金、がんばる地域交付金教員住宅、340万円新規計上、歳出計上の教員住宅整備事業真栄の充当財源の計上であります。

16款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金、消費安全対策事業補助金、65万7,000円新規計上。歳出計上の家畜衛生対策の充当財源の計上であります。

5節水産業費補助金、環境生態系保全活動支援事業補助金3万2,000円、配分額の増であります。

5目商工費道補助金、1節商工費補助金、緊急雇用創出推進事業補助金、260万円新規計上。歳出計上の観光ガイド育成の充当財源の計上であります。

19款繰入金、1項基金繰入金、4目1節まちおこし基金繰入金、179万5,000円の増、歳出計上のまちおこし補助金の財源計上であります。

20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金、1,759万7,000円の増、補正財源調整のための計上であります。

22款1項町債、4目農林水産業債、1節農業債、道営セタニウシ地区公共牧場整備事業債、草地、740万円の増であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

続いて10ページ、歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、53万円の増、総務一般。北海道労働委員会審査代理委託料の計上であります。北海道労働委員会に対する申し立てについての審査代理業務を高度な法的対応を要することから、北海道弁護士会の弁護士に委託する経費の計上であります。

4目情報化推進費110万2,000円の増。総合行政情報システム運営、人事異動に伴うシステムライセンスの追加設定及び操作利便性を高めるシステム改修を行う業務処理委託料の増であります。

10目企画費、179万5,000円の増。まちおこし補助金、厚岸夏祭り実行委員会よりむらやま徳内まつり20周年記念に伴うとこない囃子振興会との交流事業として総勢30人が8月ら開催される徳内まつりで獅子舞を披露するとともに、祭り関係者同士の交流を深め、今後の厚岸夏祭りのあり方を検討する目的で事業費312万円についてまちおこし補助金の交付要望書の提出があり、当初計上の5,000円と合わせ180万円を補助する補正計上であります。

3款民生費、1項社会福祉費、8目社会福祉施設費、546万5,000円の増、光栄地区コミュニティセンター整備事業、新規計上。がんばる地域交付金を充当して、3カ年実施計画の平成27年度に位置づけておりました老朽化が著しい外壁の張りかえ、屋根の塗装などのほか、下水道接続水洗化工事をする内容であります。

4款衛生費、1項保険衛生費、2目健康づくり費139万5,000円の増、がん予防保険、12ページにわたり議案第43号で議決いただいた厚岸町がん予防保険事業条例の改正による所用の補正であります。

補助事業として、5年ごとの節目年齢等の無料検診経費の追加計上とそれに振りかわる通常のがん検診経費の減額であります。

5款農林水産業費、1項農業費、3目畜産業費、65万7,000円の増、家畜衛生対策、厚

岸町家畜自衛防疫協議会が実施する牛ウイルス性下痢粘膜病の検査事業に対する補助金の計上であります。

5目農地費、742万5,000円の増、道営セタニウシ地区公共牧場整備事業、北海道の予算配分の増に伴い、51ヘクタールの草地整備改良の追加計上であります。

7目農業施設費、775万7,000円の増。太田地区活性化施設整備事業、本体工事などの発注に伴う工事管理委託料と完成までの各種検査に要する手数料の追加計上であります。

9目堆肥センター費、213万6,000円の増。堆肥センター車両整備事業、堆肥センターの作業用タイヤショベルの老朽破損したエンジンの乗せかえ整備に要する費用の計上であります。

3項水産業費、2目水産振興費、3万1,000円の増。環境生態系保全活動支援事業、事務費補助金の配分増に伴う計上であります。

6目水産施設費20万円の増、漁村環境改善総合センター、次ページにわたり建築基準法に基づく特殊建築物等定期調査報告に要する施設調査委託料の計上であります。

6款1項商工費、3目食文化振興費、125万3,000円の増。厚岸味覚ターミナル整備事業、レストラン厨房施設の冷蔵室、冷凍機の老朽により故障が発生したことに伴う更新整備の計上であります。

4目観光振興費、260万円の増。観光ガイド育成、100%補助である国の緊急雇用創出推進事業を活用し、観光ガイドを育成する委託料の計上であります。

通年で多くの観光客を受け入れ、体験観光も実施している厚岸味覚ターミナルにおいて、新規雇用者を観光ガイドとして育成する内容であります。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、1,730万円の増。北片無去5号道路整備事業、新規計上。

がんばる地域交付金の充当事業としてかねてから太田地区自治会及びJA釧路太田農協から整備要望があり、3カ年実施計画の平成27年度に位置づけておりました太田農協の堆肥利用センターに通じる北片無去5号道路420メートルの改良舗装工事費の計上であります。

6項住宅費、2目住宅管理費、109万7,000円の増、町営住宅、建築基準法に基づく特殊建築物等定期調査報告に要する施設調査委託料の計上であります。

8款1項消防費、2目災害対策費、15万円の増、災害対策。去る4月4日の大雨時に流用執行により緊急調達した重機及び水中ポンプなどの借り上げ料の計上であります。

16ページ、9款教育費、1項教育総務費、4目教員住宅費、368万3,000円の増。教員住宅整備事業新築、新規計上。がんばる地域交付金の充当事業として、3カ年実施計画の平成27年度に位置づけておりました真龍小学校に隣接する老朽化した教員住宅1戸の改修工事費の計上であります。

6項保健体育費、2目社会体育費、10万円の増、スポーツ振興。本年7月に全日本少年軟式野球北海道大会が厚岸町、釧路市、標茶町の球場で、9月に東日本軟式野球北北海道大会が厚岸町と釧路市の球場で開催されることになり、北海道軟式野球連盟釧路支部から公園と助成の要望を受けたところであり、それに対する各5万円の補正計上であります。

なお、厚岸町チームには地元開催枠として、一定の条件を満たせば本大会に出場でき

ることを申し添えてます。

11款1項公債費、1目元金、増減なし。財源内訳補正であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。

第2条地方債の補正であります。地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

4ページをお開きください。第2表地方債補正、変更であります。

草地開発事業740万円の増、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

5ページをごらんください、地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄ですが、平成25年度末現在高106億7,671万4,000円、平成26年度中起債見込み額、8億590万円、補正後の平成26年度末現在高見込み額は105億3,440万4,000円となるものであります。

以上で、議案第44号の説明を終わります。

次に、議案第45号であります。

議案書の1ページであります。

平成26年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（1回目）。

平成26年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億541万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の部分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1表であります、歳入歳出予算補正であります。歳入では1款1項、歳出では1款1項にわたってそれぞれ10万円の増額補正であります。事項別により、ご説明させていただきます。4ページをお開き願います。

歳入であります。

9款1項1目繰越金、1節前年度繰越金、10万円の増。平成25年度決算見込みによる剰余金の一部を補正財源としての計上であります。

以上で歳入の説明を終わります。続いて、6ページ、歳出であります。

7款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目第1号被保険者介護保険料還付金、10万円の増。過年度介護保険料の所得構成や資格変更などに伴う還付金の計上であります。

以上をもちまして、議案第44号 平成26年度厚岸町一般会計補正予算から、議案第45号 平成26年度厚岸町介護保険特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

●議長（音喜多議員） 本2件の審査方法について、お諮りいたします。

本2件の審査については、議長を除く12人の委員をもって構成する、平成26年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本2件の審査については、議長を除く12人の委員をもって構成する、平成26年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査することに決定いたしました。

本会議を休憩いたします。

午後1時38分休憩

午後4時10分再開

- 議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（音喜多議員） 日程第13、議案第44号 平成26年度厚岸町一般会計補正予算、議案第45号 平成26年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を再び一括議題といたします。

本件の審査については、平成26年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

中川委員長。

- 5番（中川委員長） 平成26年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました、議案第44号 平成26年度厚岸町一般会計補正予算及び議案第45号 平成26年度厚岸町介護保険特別会計予算につきましては、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決定しましたので、ここに報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（音喜多議員） 初めに、議案第44号 平成26年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

- 議長（音喜多議員） 次に、議案第45号 平成26年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

(「議長、6番、動議」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

- 堀議員 私は、さきに議決されました議案第44号において、その審議の中で議題として出されておりました厚岸町に核のごみの持ち込み問題についての議論というものがされました。

その中では、町長はしっかりと厚岸町には核のごみはいらぬという表現をされ、大変、安心したところであります。

私たち、議会議員といたしましても、この厚岸町に対して核のごみはいらぬと、しっかりとした意志表示をすべきだということを、その審議の中で痛切に思いました。

また、そうすることによって今、町民の中にもあるいろいろな不安などに対しても議会としても毅然とした態度をとっていくことができるのではないかとということを強く思ったものですから、厚岸町に核のごみを持ち込ませないための決議に関する動議を上げさせていただきたいと思っております。

また、この決議に関しては、次期定例町議会において、この厚岸町に核のごみを持ち込ませない決議を上げるべく、今後、検討していくため、今の段階で皆様の賛同をいただきながら、その決議文についての検討をしていくものであります。

何とぞよろしく願いいたします。

- 議長（音喜多議員） 6番、堀議員より、厚岸町に核のごみを持ち込ませないための動議が提出されました。

これに対する賛成議員はいますか。

(は い)

- 議長（音喜多議員） ただいま6番議員から、厚岸町に核のごみを持ち込ませないための動議が提出され、成立いたしました。

この動議は、ほかに1人以上の賛成者がおりますので成立いたしました。

直ちに、本動議を議題とし、提出者であります6番議員に趣旨を求めます。

6番、堀議員。

- 堀議員 ただいま成立いたしました動議について、提案者として説明をいたしたいと思
います。

先ほど動議の中でご説明をいたしました補正予算の審査の中で問題になり、また、こ
としの3月の定例会のときにも12番議員からの質問に対しても厚岸町としての町長の明
確な意志表示というものがされております。

ただ、今ここに至っては厚岸町内においてもいろいろな噂等も飛び交ってきているよ
うな中において、厚岸町議会として毅然とした態度を皆さんでとっていかうと、そのよ
うなことについてぜひとも賛同をいただきまして、検討をしていく、ただ、この決議に
関してはやはりきちんとした決議として将来的にも厚岸町においても効力をしっかりと
持っていくためにも、しっかりとした検討をしていく必要があると思うことですから、こ
の決議につきましましては次期定例町議会、9月定例町議会において決議文を上げさせて
いただき、その検討を賛同者としての皆様方にご一緒になっていただきたいということ
をお願いするものであります。

- 議長（音喜多議員） これより、討論を行います。
ございませんか。

(な し)

- 議長（音喜多議員） なければ討論を終わります。
これより、起立により採決を行います。
この動議のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（音喜多議員） ご着席ください。
賛成者、起立多数であります。
12名中、12名賛成であります。
よって、厚岸町に核のごみを持ち込ませないための動議は可決されました。

- 議長（音喜多議員） 日程第14、意見書案第3号 規制改革会議意見書の取り扱いに
関する意見書を議題といたします。
職員の朗読を行います。

- 議事係長（福田係長） 意見書案第3号 規制改革会議意見書の取り扱いに関する意見
書を上記議案を次のとおり提出する。

平成26年6月20日。

提出者、厚岸町議会議員大野利春。

賛成者、厚岸町議会議員石澤由紀子、同じく中川孝之、同じく竹田敏夫、同じく谷口

弘。

規制改革会議意見書の取り扱いに関する意見書。

5月22日に政府の規制改革会議は「農業改革に関する意見」を公表しましたが、今後、与党との協議を踏まえ、6月中旬に最終的な取りまとめを行い、農林水産業地域の活力創造プランの改訂に反映させる予定となっております。

今回の意見書に盛り込まれた農業委員会制度の見直しや農業生産法人の大幅な要件緩和等は地域農業の姿を大きく変容させるとともに、農業協同組合制度の見直しについてはJAグループを事実上解体に追い込む内容であり、農業者、地域住民、国民生活に重大な支障を来すことが懸念されます。

つきましては、規制改革会議意見書の農林水産業地域の活力創造プラン改訂への反映に当たり、下記のとおり要請いたしますので、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記。

農林水産業地域の活力創造プラン改訂に当たっては、真に農業者の所得向上、地域生活インフラの維持向上、国民に対する食料供給の安定確保、農地の適正利用に資する観点から、規制改革会議の意見書を取り扱うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月日。

北海道厚岸郡厚岸町議会議長音喜多政東。

参考送付先、内閣総理大臣、農林水産大臣。

- 議長（音喜多議員） 提出者であります大野議員に提案理由の説明を求めます。

2番、大野議員。

- 大野議員 ただいま上程いただきました、意見書案第3号 規制改革会議意見書の取り扱いに関する意見書でございますけれども、内容はただいま職員が朗読したとおりでございますけれども、6月13日にこの規制改革会議から政府に答申がなされまして、その内容はとりわけ農業分野では農協の自立性を高めるために全国農協中央会を廃止と最初は言っていたのですけれども、これは新制度に移行するという内容になっております。

それと、農産物販売と農家への資材供給を効率化するための全国農業協同組合連合会、全農と言っていますけれども、それを株式会社化するとか、あと農業委員会制度を見直して公選法から町長の任命制にかえる、いろいろそういった内容でその他、農業生産法人への企業の出資率を50%未満まで緩和するとかいろいろあるのですけれども、こういったことが結局、農業者や地域住民、また国民生活に重大な危機感をもたらすこととなり得る可能性がありますので、それをやはり見直していただく、または慎重にこの答申内容を取り扱って、後には1月の国会の法案提出というふうになるのですけれども、今月末にまず閣議決定をするということで反対をさせていただくものでありますので、議員各位におかれましては深いご理解のもと、ご賛同いただきたくお願いを申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

なお、本案は、末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

●議長（音喜多議員） 日程第15、意見書案第4号 炭鉱技術海外移転事業の推進に関する意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

●議事係長（福田係長） 意見書案第4号 炭鉱技術海外移転事業の推進に関する意見書。

上記議案を次のとおり提出する。

平成26年6月20日。

提出者、厚岸町議会議員大野利春。

賛成者、厚岸町議会議員竹田敏夫、同じく中川孝之、同じく中屋敦、同じく南谷健、同じく佐藤淳一。

炭鉱技術海外移転事業の推進に関する意見書。

石炭を取り巻く状況については、海外新興国の経済発展により需用の大幅な増加などを背景に、国際的な需給関係がひっ迫する一方でアジア産炭国においては需用に応じた生産規模の拡大に伴って露天掘りから坑内掘りへの移行や採掘箇所の一層の奥部、深部化が進展する状況となっている。

さきに示された国のエネルギー基本計画では、石炭は安定性、経済性に優れたベースロード電源の資源として再評価され、環境負荷を低減しつつ活用していく我が国にとって重要なエネルギー源の一つとして位置づけられている。

年間約1億8,000万トンもの石炭を海外からの輸入に依存しなければならない我が国のエネルギー供給安定の観点から、将来にわたり海外炭の安定確保を図ることがより重要であり、国内における採炭の継続とアジア産炭国への炭鉱技術継承を図ることの重要性和意義も高まっている。

平成24年度から実施されている産炭国石炭採掘・保安技術高度化事業による我が国の優れた石炭採掘保安技術の海外産炭国への技術移転研修事業は産炭国から前身の事業を含め高く評価されるとともに、「生きたヤマ」を活用した研修事業は産炭国との相互理解を深め、重層的な関係強化につながり、我が国の石炭の安定供給確保に貢献する重要な

役割を果たしている。

また、釧路コールマインは、炭鉱の生産体制を支える地元業者との事業取り引きや従業員の雇用を通じて釧路市を中核とする管内広域圏にも経済的効果を及ぼしており、その存廃は地域の経済・雇用環境に与える影響が非常に大きいものとなっている。

よって、次の取り組みに関して所用の予算確保と研修炭鉱に対する支援措置を講じるよう強く要望する。

記。

1、我が国への海外炭の安定供給の着実な確保を目指し、生きたヤマの活用を前提とした国際協力に資する炭鉱技術の海外移転事業を平成27年度以降も長期的に推進・継続すること。

2、我が国への海外炭の安定供給の着実な確保に資するため、本事業における技術移転研修対象国を拡大すること。

3、環境対策先端技術人材育成などを含む、より一層実践的かつ安全で効果的な石炭生産に関する総合的な研修内容にステップアップするため、研修カリキュラムの拡大充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月日。

北海道厚岸郡厚岸町議会議長音喜多政東。

参考送付先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣。

●議長（音喜多議員） 提出者であります大野議員に提案理由の説明を求めます。

2番、大野議員。

●大野議員 ただいま上程いただきました、意見書案第4号 炭鉱技術海外移転事業の推進に関する意見書でございますけれども、内容はただいま職員の朗読のとおりでありますけれども、これは釧路コールマインという株式会社の事業内容でございますけれども、このコールマインという会社は世界一の安全技術と採炭技術を持っている会社でございます。

それで、この記から1、2、3とございますけれども、1、我が国への安定供給を図るための研修受け入れと海外に技術者を送り込んで研修をさせているという内容でございます。

ここにも書いてありますとおり、日本の輸入炭は1億8,000万トン、中国が2億4,000万トンだそうです。これで世界の半分を日本と中国が競い合って輸入しているということで、日本に安定供給させるために海外にとっても、ベトナムと中国に技術者を送っているそうです。この費用が約4億円で、受け入れにことしもベトナムと中国から150名の研修生を受け入れている、まだ中国は来ていないかもしれませんが受け入れて、その費用が4億円だそうです。

それと、釧路のコールマインの海底の坑内を利用して研修させておりますので、その坑内使用料として、どうしても研修させている分、本当は日本の技術者で毎日掘ればかなりのトン数掘れるのだそうですけれども、20%ぐらいのロスが出るそうです。それで

国からその使用料分として6億円の補助をいただいて、計15億円いただいているそうです。

それで、この事業が一応26年度で一区切りだそうです。今までこの事業が過去13年前からあるのですけれども、5年、3年、1年、1年、3年できているのだそうです。その事業がやはり長期でないと、単年度では会社としても困るという意見で、この一番目に書いている長期的にやってほしい、3年もしくは5年のスパンでやっていただきたいと。

なぜこの研修事業継続させてもらうかというのも先ほど言ったとおり、1億8,000万トンのほとんどが火力発電所の燃料だそうです。地元で使われているのは3,000トン、コールマインが生産しているのが50万トンだそうです。ほとんどが輸入炭に頼っている。北海道内、空知管内にも炭鉱ございます、そこも70万トンぐらいしか生産をしていないと、ほとんどがやはり輸入に頼っている状況ですので、こういった面をご理解いただきたいと。

それと、2番目のやはり技術移転国を拡大してほしいと、やはり今はベトナムと中国ですけれどもやはりインド、ロシア等々にも資源がありますので、技術者を派遣して安全な採掘方法でやはり輸入をしたいというような意図を言っておられました。

3番目はこの研修カリキュラムの拡大充実、このままですけれども、今言った長々と説明しましたけれども、議員各位におかれましてはご理解の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後4時32分休憩

午後4時34分再開

●議長（音喜多議員） 再開します。

意見書案について、文書的に訂正、文字の訂正がございますので、それを皆さんにお諮りして認めますか。

2番、大野議員からの提案を求めます。

●大野議員 この記、1の字句の訂正をお願いしたいと思いますけれども、最後の推進系統することになっている、これを継続、打ち間違いということで継続に直し皆さんのご賛同をいただきたいと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

これより、質疑を行います。

(なし)

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

なお、本案は、末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

- 議長（音喜多議員） 日程第16、意見書案第5号 道州制導入に断固反対する意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

- 議事係長（福田係長） 意見書案第5号 道州制導入に断固反対する意見書。

上記議案を次のとおり提出する。

平成26年6月20日。

提出者、厚岸町議会議員中川孝之。

賛成者、厚岸町議会議員谷口弘、同じく南谷健、同じく大野利春。

道州制導入に断固反対する意見書。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことを決定し、昨年4月15日には全国町村議会議長会が町村や国民に対して丁寧な説明な真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき、法案が提出されようとしていることはまことに遺憾であるとする緊急声明を行った、さらに7月18日には道州制は絶対に導入しないこととする要望を決定し、政府、国会に対し要請したきたところであり、しかしながら与党においては道州制導入を目指す法案の訴えへの提出の動きが依然として見られ、また野党の一部においては既に道州制への移行のための改革基本法案を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きを見せている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては事実上の合併を余儀なくされる恐れが高い上、道州はもとより再編された基礎自治体は現在の市町村や都道府県に比べ住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた、それにもかかわらず効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は住民を置き去りにするものであり、到底、地方自治体と呼べるものではない、多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を

高めることがひいては全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々北海道厚岸郡厚岸町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年6月日。

北海道厚岸郡厚岸町議会議長音喜多政東。

参考送付先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣法第9条の第1順位指定大臣（副総理）、内閣官房長官、総務大臣。

●議長（音喜多議員） 提出者であります中川議員に提案理由の説明を求めます。

5番、中川議員。

●中川議員 ただいま上程をいただきました、意見書案第5号 道州制に断固反対する意見書案につきましては、ただいま職員の朗読に尽きるわけではありますが、提案者の私から少々この提案理由に説明を加えさせていただき、議員各位のご賛同をお願いするものでございます。

去る6月13日の新聞報道によりますと、自民党道州制推進本部は、今国会での提出を先送りし、秋の臨時国会以降にする模様であります。

以前に、各議員に資料を配付しておりまして、このことにつきましては十分にご承知のことと思っておりますけれども、端的に言いますと国と地方公共団体の役割分担を見直すために、全国で47都道府県を廃止して10カ所程度の町と州に全国の市町村を広範囲な道州の傘下に基礎自治体とする模様であります。

その基礎自治体とは、道や州の中心的中核都市を充て、現在の市町村の存在を必ずしも補償するものではありませんし、徹底した行政改革によって効率のよい基礎自治体をつくらと言われております。

いまだ記憶に新しい平成の大合併、当時、全国で2,500もあったと言われておりますこの町村が1,500以上も消滅したと言われております。この合併につきまして、とりわけ道東は地理的にも距離や広範囲な面積などからは無理と言われてきました。

今国会で、この道州制の法案を見送ったとしても、国は断念をしたわけではありません。我々厚岸町議会の意志として、今回のこの道州制導入に断固反対の立場を示していただきたい、このように議員皆さん方の賛同を心よりお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。

よろしく願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
なお、本案は、末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

- 議長（音喜多議員） 日程第17、意見書案第6号 「手話言語法」制定を求める意見書を議題といたします。
職員の朗読を行います。

- 議事係長（福田係長） 意見書案第6号 「手話言語法」制定を求める意見書。
上記議案を、次のとおり提出する。
平成26年6月20日。
提出者、厚岸町議会議員室崎正之。
賛成者、厚岸町議会議員、石澤由紀子、同じく佐々木敬治、同じく金橋康裕、同じく谷口弘。
「手話言語法」制定を求める意見書。
手話とは、日本語を音声ではなく手・指や体の動き及び顔の表情を使って表現するもので、独自の語彙や文法体系を持つ視覚言語である。
手話は、これを使用する人たちにとっては、聞こえる人たちの音声言語と同様に大切に守られてきたコミュニケーションの手段であり、情報獲得の手段である。
しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。
平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されている。政府は、障害者権利条約基準に向けて国内法の整備を進めており、平成23年8月に施行された改正障害者基本法では、全て障害者は可能な限り言語、手話を含むその他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められた。また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障策を義務づけている。
手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広く知らせ、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学ぶことができ、また多くの人々が自由に手話を使いこなし、さらには手話を言語として普及し、言及することができる社会の実現に向けて、国は早急に法整備を行うことが必要である。
よって、政府と国会においては、上記の内容を踏まえた手話言語法（仮称）を早期に制定するよう強く求めるものである。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。
平成26年6月日。
北海道厚岸郡厚岸町議会議長音喜多政東。
参考送付先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣。

●議長（音喜多議員） 提出者であります室崎議員に提案理由の説明を求めます。
12番、室崎議員。

●室崎議員 貴重なお時間を拝借して申しわけございません。

ただいま上程いただきました手話言語法制定を求める意見書、趣旨内容につきまして
はただいま朗読いただきました文面に尽きるものでありまして、特につけ加えることは
ございません。

ちなみに、昨日、満場一致をもって採択されました請願に基づいてつくられた意見書
であります。どうか、賢明なる議員各位の賛同をお願いするものであります。

以上です。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

なお、本案は、末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

●議長（音喜多議員） 日程第18、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における継続調査の申出がお手元に配付のとおり、各委
員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり了承することに決定いたしました。

●議長（音喜多議員） 日程第19、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

厚岸町議会会議規則第120条の規定による議員の派遣については、お手元に配付した内

容により議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付した内容により派遣することに決定いたしました。

●議長（音喜多議員） 以上で、本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

よって、平成26年厚岸町議会第2回定例会を閉会いたします。

午後4時49分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成26年6月20日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員